

# 農地所有適格法人報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

弘前市農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 前市大字〇〇町〇丁目〇-〇  
名称及び代表者氏名 株式会社 〇〇農園

代表取締役 弘前次郎 印

電話番号 0172-12-3456

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

## 記

### 1 法人の概要

(1) 事業の期間 自 〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(2) 法人が現に所有し、または所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地  
又は採草牧草地の面積(所在市町村別)

市町村名	合計(m <sup>2</sup> )	田(m <sup>2</sup> )	畑(m <sup>2</sup> )	採草牧草地(m <sup>2</sup> )
弘前市	21,000	20,000	1,000	
〇〇町	18,000	15,000	3,000	
△△村	10,000	9,000	1,000	
計	49,000	44,000	5,000	

### 2 農地法第2条第3項第1号関係

#### (1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米・麦・大豆	粃殻堆肥製造販売 米販売 請負 農作業受託	除雪請負

#### (2) 売上高

事業年度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	94,463,500 円	970,000 円
2年前(実績)	87,530,800 円	2,350,000 円
1年前(報告年度の実績)	98,721,100 円	3,000,000 円
翌事業年度の計画	110,000,000 円	3,500,000 円

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
弘前次郎	弘前市大字白銀○丁目1	日本		900	所有権	5,000	250	250	
岩木太郎	弘前市大字白銀○丁目2	〃	300	200			200		
相馬一郎	弘前市大字白銀○丁目3	〃	500	200			200		
藤崎五郎	弘前市大字白銀○丁目4	〃	50	50			50		
平川三郎	弘前市大字白銀○丁目5	〃	50	50			50		

議決権の数の合計

1,800

農業関係者の議決権の割合

85.7%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 300 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍	在留資格又は特別永住者	議決権の数
ジョン・ドゥ	弘前市大字〇〇字〇〇2	米国		25
ジェーン・ドゥ	弘前市大字〇〇字〇〇2	〃		25

議決権の数の合計

300

農業関係者以外の者の議決権の割合

14.3%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への			
					年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画
弘前次郎	同上	日本		代表取締役	250	250	60	60
岩木太郎	〃	〃		取締役	230	230	200	200
相馬一郎	〃	〃		取締役	200	200	200	230
相馬二郎	東京都〇〇区〇〇1丁目1	〃		取締役	0	0	0	0
相馬三郎	大阪府〇〇区〇〇1丁目1	〃		取締役	0	0	0	0

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への			
					年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

【注意事項】 ※1 記載するに当たっては、別紙(記載要領)を参考にしてください。

※2 農業関係者、関連事業者等の表に行が不足する場合等のときは、同様式にて別紙として差し支えありません

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍及び翌事業年度の計画並びに4の国籍及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。